

事務連絡  
2019年9月20日

各製造販売後調査依頼者様

京都府立医科大学附属病院  
臨床治験センター事務局

### 消費税率の引き上げに伴う製造販売後調査費等の取扱いについて

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%へ引き上げられることに伴い、経過措置が適用されるものを除き、新税率が適用されますのでお知らせいたします。

1. 2017年6月15日から2019年3月31日までに契約締結した試験について、調査期間が終了している又は実施症例数が満了している試験については、今年度中に（その他の書式3-1,3-2）にて調査費用の清算をお願いいたします。

（1）申請に必要な書類は次のURLよりダウンロードしていただくか、別添資料をご参照ください。

<https://www.h.kpu-m.ac.jp/doc/aboutus/clinical-trial/request.html>

清算（症例登録期間終了又は契約症例数満了時） その他の書式3-1,3-2

（2）2019年3月31日までに契約締結済みの場合は、経過措置の対象となり、費用請求日に関わらず消費税率8%が適用されます。

2. 2019年4月1日以降に契約期間延長や症例追加等の変更契約を締結した試験について（契約期間が10月1日を越える場合）治験実施経費の増額分に対して新税率10%が適用されるため、経費の変更が生じますのでご了承ください。

+お問い合わせ等  
京都府立医科大学附属病院  
臨床治験センター事務局  
TEL : 075-251-5873